

平成21年度 建設ICT検証分析業務

特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本特記仕様書（以下、「特仕」という）は、国土交通省中部地方整備局の実施する「平成21年度 建設ICT検証分析業務」（以下、「本業務」という）に適用する。

本業務は、特仕のほか、「土木設計業務等委託契約書」、「設計業務等共通仕様書（平成20年4月中部地方整備局）（以下、「共仕」という）」に基づき実施するものとする。

第2条 業務目的

「情報化施工推進戦略」に基づき、建設現場に情報通信技術（以下「ICT」という）を導入することにより、施工性向上や品質の向上が期待されている。現在、中部地方整備局管内の建設ICTモデル工事（以下「モデル工事」という）及びモデル業務（発注予定）において、ICTを導入し実施している。

本業務では、ICT導入効果について検証し、検証結果を基にICT導入の適用条件について検討する。

第3条 履行期間

契約締結日の翌日から平成22年3月26日までとする。

第4条 業務内容

1. 本業務は「共仕」第1204条の調査業務とし、以下の内容を実施するものとする。

1) モデル工事の検証

モデル工事ICT導入技術について、以下の項目を含めた調査計画を作成し調査・検証・分析を実施すること。なお、現場の施工状況等により、以下の内容について変更、追加が必要な場合は別途調査職員と協議すること。

① ICT導入技術の調査・検証

別添モデル工事一覧から工事を選択し調査・検証を実施すること。

対象工事数: 6 工事

対象技術:

マシンガイダンス技術: バックホウ、ブルドーザー

マシンコントロール技術: モーターグレーダー、振動ローラー、ブルドーザー、
アスファルトフィニッシャー

調査回数: 各モデル工事 1 工事 3 回

調査時期: ①導入技術の施工状況把握 1 回

②出来形等確認時 1 回

③ヒアリング等による補足調査 1 回

調査場所：各モデル工事現場

調査項目：施工性、経済性、出来映え、安全性等

- ① I C Tの施工能力等の調査
- ② I C T導入費用調査（経済性）
- ③各モデル工事で導入する I C T性能確認調査
- ④出来形の精度の調査
- ⑤安全性の調査
- ⑥その他必要な調査項目

② I C T導入技術の分析・評価

導入技術の調査結果を基に以下の項目について分析・評価を実施する。

分析・評価項目：① I C T導入効果分析・評価

② I C T導入に関する課題の整理

発注者、請負者、導入技術、開発メーカー別に課題を整理する。

③課題に対する改善（案）の検討

2）モデル業務の検証

モデル業務の発注を予定しているが、業務における I C T導入技術について、以下の項目を含めた調査・検証・分析計画を作成し調査検証を実施すること。本業務の対象モデル業務については別途指示する。なお、モデル業務の内容等により、以下の内容について変更、追加が必要な場合は別途調査職員と協議すること。

対象業務の種別：道路、河川の詳細設計業務

導入予定技術：設計図の3次元図化、情報共有システムを導入した業務実施

①調査及び検証

各モデル業務において、以下の調査を実施すること。

調査業務数：2業務

調査回数：1業務 2回

調査時期：① I C T導入状況把握 1回

② I C T関連の成果確認及びヒアリング等による補足調査時 1回

調査場所：モデル業務発注事務所を想定

調査項目：導入効果、経済性、成果内容等

- ① I C T導入内容・活用方法の調査
- ② I C T導入費用調査（経済性）
- ③成果内容の調査
- ④その他必要な調査項目

②導入技術の調査結果の分析・評価

導入技術の調査結果を基に以下の項目について分析・評価を実施する。

分析・評価項目：① I C T導入効果分析・評価

② I C T導入に関する課題の整理

発注者、受注者別に課題を整理する。
③課題に対する改善（案）の検討

3) I C T導入技術の適用条件（案）の検討

- ① I C T導入効果の評価手法の検討
- ② I C Tの選定・適用条件（案）の検討

4)説明用資料等の作成

本業務の成果内容について説明用資料を作成するものとする。

作成ソフト:パワーポイント

サイズ:A 4

5)関係機関との協議資料等:無し

6)照査技術者の設置:無し

第5条 貸与資料

「共仕」第1112条に示す貸与資料は以下のとおりとする。

- ①平成20年度 施工現場への情報化施工技術の導入に関する検討業務（中部技術事務所
成果品）
- ②その他調査職員が必要と認めた資料

第6条 打合せ協議

「共仕」第1110条第2項の「業務の区切り」は以下のとおり4回とし、打合せ場所は中部
地方整備局とする。なお、下記①③④については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ①業務着手時
- ②モデル工事の調査計画策定時
- ③中間とりまとめ時
- ④成果品納入時

第7条 情報共有システムによる業務管理の試行

- 1. 本業務において、インターネットを介して情報の共有化により、業務改善と更なる効率化
を図る事を目的とし、情報共有システムのA S P方式（アプリケーションサービスプロバイ
ダー方式）により業務管理を行うものである。
- 2. 発注者及び受注者双方の業務管理や書類等の確認を行う。また、電子納品への利用にも活
用する。
- 3. 本業務で導入する情報共有システム選定にあたっては、発注者、受注者の双方が利用可能
で、「スケジュール管理機能」「書類整理機能」「ワークフロー機能」「電子納品作成支援機
能」等の機能を備えているシステムとすること。また、クライアント数、サービス容量等も

考慮すること。

4. システムに関わる費用及びプロバイダとの契約費用の負担については、発注者と受注者が協議し決定するものとする。ただし、受注者のパソコン及びインターネット開設にかかる費用に関しては受注者負担とする。
5. 導入するシステムについては調査職員と協議すること。なお、必要な費用等は後日契約変更の対象とする。
6. 今後の業務管理導入に向け、本業務の導入内容、効果等を取りまとめ、情報共有システムに必要な機能について検討すること。
7. 受注者は、調査職員から建設 I C T 導入研究会への協力依頼があった場合は誠意をもって対応すること。
なお、協力依頼によって準備・対応により費用が必要な場合は別途協議すること。(建設 I C T 導入研究会 <http://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict/index.htm>)
8. 受注者は、実施結果についてとりまとめて提出するものとする。

第8条 再委託

1. 契約書第7条1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第 1127 条_第1項に示す他、下記に掲げるものとする。
 - ① モデル工事調査結果の分析・評価
 - ② I C T 普及に向けた適用範囲の適用条件（案）の検討
2. 「共仕」第 1 1 2 7 条第4項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。
 - ① 再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手型が行う業務の範囲
 - ② 再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われる時には、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

第9条 管理技術者

管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（建設部門又は総合技術監理部門）、土木学会の認定した上級技術者（調査・測量）又は土木学会の認定した1級技術者（調査・測量）、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「R C C M」という。）の資格保有者又はこれと同等の能力を有する者でなければならない。なお、技術士、R C C M等については下記も満たす者とする。

1. .平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで、前記部門に4年以上従事している者。

第10条 モデル工事への立入り等

- ①各モデル工事現場において調査のため立ち入る場合は、調査職員へ工事名、日時、時間、調査員氏名、理由等を任意の様式(受注者が様式を作成)に記入し、調査職員の承諾を得

ること。様式については調査計画書に記載すること。

②各モデル工事内の調査にあたっては、各モデル工事現場の安全規則等を遵守し調査等を実施すること。

③各モデル工事現場では、現場代理人等現場責任者の指示に従い実施すること。

第11条 成果品及び提出先

- ・電子媒体（CD-R）：2部
- ・コピー成果（ファイル綴じ）：1部
- ・その他関係資料：1式

なお、成果の提出先は、中部地方整備局 企画部 施工企画課とする。

第12条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「土木設計業務等の電子納品要領（案）[平成16年6月]」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はない。その他資料の提出方法は調査職員と協議すること。

なお、発注時に電子化されないもの若しくは、今後の業務執行において利活用されないものについては、受注者による電子納品のための電子化義務づけるものではなく、電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】（平成17年8月）」（以下、「ガイドライン」という。）によるものとする。

また、発注時に紙及びCAD化されていない図面や資料をCAD等電子化についての取り扱いは調査職員と協議すること。

「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は調査職員と協議の上決定するものである。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行いエラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

また、下記の項目について、業務着手前に調査職員と協議すること。

- ・業務中の書類の取り扱い
- ・検査時の対応

第13条 特許権等

請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により調査職員に報告すると

ともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。

また、出願及び権利の帰属については、発注者と協議するものとする。

第14条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第15条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以上

別紙 建設ICTモデル工事一覧

連番	事務所名	区分	工事名	施工場所	対象工種	マシンコントロール(MC)			マシンガイダンス(MG)		ローラ 締固め
						ブルドーザ	グレーダ	Asフィニッシャ	ブルドーザ	バックホウ	
1	浜松河川国道	道路	H21 佐久間道路建設工事	愛知県北設楽郡東栄町	道路土工					○	
2	浜松河川国道	道路	H21 浜松管内東部地区舗装工事	静岡県島田市・磐田市	As舗装			○			
3	静岡河川	河川	H21 駿河海岸田尻養浜工事	静岡県焼津市	河川土工	○					
4	富士砂防	河川	H20 富士山凡夫沈砂地工事	静岡県富士市	河川土工					○	
5	富士砂防	河川	H21 富士山大沢川等除石工事	静岡県富士宮市	河川土工					○	
6	静岡国道	道路	H21 1号沼津地区道路整備工事	静岡県沼津市	As舗装			○			
7	庄内川河川	河川	H21 庄内川日比津築堤護岸工事	愛知県名古屋市	河川土工	○					○
8	豊橋河川	河川	H21 豊川大村築堤工事	愛知県豊橋市	河川土工	○					○
9	愛知国道	道路	H21 302号中平道路建設工事	愛知県名古屋市	As舗装		○				○
10	名四国道	道路	H20 豊橋東BP小島道路建設工事	愛知県豊橋市	道路土工				○		○
11	矢作ダム	河川	H21 矢作ダム貯砂ダム上流堆積土砂掘削工事	愛知県豊田市・岐阜県恵那市	河川土工				○		
12	多治見砂防国道	河川	H21 木曽川水系北股沢流路工工事	長野県木曽郡上松町	構造物(砂防)					○	
13	多治見砂防国道	道路	H21 21号可児御嵩バイパス中地区舗装工事	岐阜県可児郡御嵩町	As舗装		○	○			
14	木曽川上流	河川	H21 牧田川瑞穂築堤護岸工事	岐阜県養老郡養老町	河川土工	○					○
15	越美山系砂防	河川	H21 越美山系敷原谷第1砂防えん堤工事	岐阜県本巣町	構造物(砂防)						○
16	横山ダム	河川	H20 横山ダム宮貝戸地区土砂掘削工事	岐阜県揖斐郡揖斐川町	河川土工					○	
17	岐阜国道	道路	H21 21号中野町南付加車線設置工事	岐阜県大垣市	As舗装		○				
18	三重河川国道	道路	H20 23号三行南地区道路建設工事	三重県津市	道路土工					○	
19	三重河川国道	道路	H21 23号木造北道路建設工事	三重県津市	道路土工	○					○
20	木曽川下流	河川	H21 揖斐川福永築堤工事	三重県伊勢市	河川土工						○
21	北勢国道	道路	H20 北勢BP垂坂舗装工事	三重県四日市市	As舗装		○				
22	天竜川上流河川	河川	H21 天竜川元大島地区自然再生工事	長野県松川町	河川土工					○	
23	飯田国道	道路	H21 153号飯田地区交差点改良工事	長野県飯田市	As舗装			○			